

「勧告の方向性」と「見直し案」の対照表

「勧告の方向性」	「見直し案」
<p data-bbox="161 330 1039 395">独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性</p> <p data-bbox="161 563 1106 707">独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。</p> <p data-bbox="161 799 1106 979">また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="161 1027 510 1059">第1 事務及び事業の見直し</p> <p data-bbox="194 1150 533 1174">1 退職金未請求者の縮減等</p> <p data-bbox="206 1190 1106 1364">一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）においては、平成 23 年度末時点で、退職金の受給資格を有しながら退職金を請求していない者（以下「未請求者」という。）が約 57 万人（共済脱退者の 5.4%）おり、そのうち 5 年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）は約 50 万人（未請求者の 88%）存在し、未請求の退職金は累計で約 394 億円に達し</p>	<p data-bbox="1131 330 2033 395">「独立行政法人勤労者退職金共済機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案</p> <p data-bbox="1832 448 2074 512">平成 25 年 1 月 日 厚生労働省</p> <p data-bbox="1131 563 2076 783">「勧告の方向性」を踏まえ、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、国が独立行政法人に実施させるべきものに特化し、業務の質の確保を図りつつ、その運営の効率性・自律性を高めるとともに、国の財政支出の縮減を図る観点から、以下の見直しを行う方向で更に検討を進め、次期中期目標・中期計画を策定する段階でより具体的なものとする。</p> <p data-bbox="1131 799 2076 979">また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。</p> <p data-bbox="1131 1027 1480 1059">第1 事務及び事業の見直し</p> <p data-bbox="1162 1110 1397 1134">1 退職金共済事業</p> <p data-bbox="1182 1150 1610 1174"><u>(1) 確実な退職金支給のための取組</u></p> <p data-bbox="1211 1190 2076 1364">一般の中小企業退職金共済事業（以下「中退共」という。）については、<u>第2期中期目標期間中、機構は、新たな未請求退職金の発生防止と累積した未請求退職金の縮減に取り組んできたところであり、退職金の受給資格を有しながら5年以上未請求の者（以下「長期末請求者」という。）については全員に対し住所調査を実施し、住所が判明した者には請求勧</u></p>

ている。

建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）、清酒製造業退職金共済事業（以下「清退共」という。）及び林業退職金共済事業（以下「林退共」という。）においては、退職金の受給資格を有しながら退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）を3年以上更新していない者（以下「長期未更新者」という。）が、平成24年7月末時点で、清退共において約3,000人（被共済者の19.5%）、林退共において約2,000人（同5.1%）おり、累計の退職金試算額は、清退共において約2.4億円、林退共において約3.9億円に達している。この中には、既に業界から引退している者等、退職金未請求となっている者が相当数いるものと考えられる。

機構は、ホームページや広報誌等を活用した注意喚起を行うとともに、未請求等期間が一定期間に達する退職金受給資格者に対し、事業主から住所等連絡先を入手し直接本人に退職金の請求又は共済手帳の更新を求める取組を行っている。

しかしながら、長期未請求者及び長期未更新者（以下「長期未請求者等」という。）の総数は大きく変わっておらず、長期未請求者等の中には（注1）、i）長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii）退職金が少額な者、iii）生存していれば80歳以上の高齢者がおり（注2）、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われる。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり（注3）、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があると考えられる。

また、建退共では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状すら把握できていない状況にある。

このため、機構は、中期目標期間において以下の措置を講ずるものとする

- ① 現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努

奨を行ったが、平成23年度末時点で、長期未請求者は約50万人存在し、未請求の退職金は累計で約394億円に達している。

特定業種退職金共済事業（以下「特退共」という。）については、第2期中期目標期間中、機構は、過去3年間退職金共済手帳（以下「共済手帳」という。）の更新がない者に対する現況調査を実施し、手帳更新及び退職金の請求勧奨に取り組んできたところであるが、退職金の受給資格を有しながら共済手帳を3年以上更新していない者（以下「長期未更新者」という。）が存在している。

これら長期未請求者及び長期未更新者の中には、i）長期間退職金を請求していない又は共済手帳を更新していない者、ii）退職金が少額な者、iii）生存していれば80歳以上の高齢者がおり、これらの者については、今後も退職金請求の可能性が低いと思われるとの指摘がされている。一方で、未請求者等の中には、退職又は共済手帳を更新してからさほど期間が経過していない者や多額の退職金を請求していない者がおり、これらの者については、今後、退職金請求を更に促す必要があるとの指摘もされている。

また、建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）では、被共済者を管理するデータベースにおいて、長期未更新者を検索して集計するプログラムを設けていないため、長期未更新者の全体数や未更新期間・年齢の内訳等を把握しておらず、長期未更新者の縮減対策を検討するための現状が把握できていない状況にある。

このような実態及び指摘を踏まえ、機構は、次期中期目標期間において、現在取り組んでいる請求促進のための周知広報や住所把握に一層努めるとともに、中退共については、新たな未請求退職金の発生防止対

めるとともに、退職金請求の可能性が低い長期末請求者等については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など、新たな長期末請求者等数の縮減方策を検討するものとする（中退共、建退共、清退共及び林退共）。

② 被共済者データベースを抜本的に改修し、長期末更新者の現状を把握するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

（注1） 建退共においては、長期末更新者の全体数を把握していないため、平成24年8月現在の共済手帳未更新者のうち長期末更新者504人を抽出したサンプル調査を実施。

（注2） 平成23年度末現在、中退共においては、「25年以上退職金を請求していない者」が301,447人（長期末請求者の61%）、「退職金1万円未満の者」が184,443人（同37%）、「80歳以上の者」が80,526人（同16%）となっている。

建退共においては、「15年以上共済手帳を更新していない者」が長期末更新者の51%、「80歳以上の者」は同10%となっている。

策に重点的に取り組み、特退共については、被共済者の情報を整備し、確実な退職金支給のための対策を強化することとし、以下の取組等を実施するものとする。

（ア） 中退共

- ① 「被共済者退職届」による被共済者の退職時の住所把握の徹底
- ② ①による住所情報を活用し、退職後3か月及びその後一定期間経過後に未請求となっている被共済者への請求勧奨を実施

（イ） 特退共

- ① 新規加入時及び共済手帳更新時における被共済者の住所把握の徹底
- ② ①による住所情報を活用し、過去3年間共済手帳の更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び退職金の請求勧奨を実施
- ③ ②の対策を実施後、一定期間経過後も共済手帳の更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施

また、長期末請求者及び長期末更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い長期末請求者及び長期末更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期末請求者及び長期末更新者数の縮減方策を検討するものとする（中退共、特退共）。

なお、上記の請求勧奨の効率的な実施や累積している長期末更新者の現状把握を目的に、被共済者データベースを抜本的に改修するものとし、次期中期目標等において、同データベースの改修内容、時期を明記するものとする（建退共）。

このほか、建退共においては、確実な退職金支給のため、共済契約者に対する適正貼付の要請や加入履行証明書発行の際の厳格な審査等により、共済証紙の適正な貼付に努めるものとする。

（2） 効果的な加入促進対策の実施

独力では退職金制度を設けることができない中小企業の労働者が、少

平成 24 年 7 月末現在、清退共及び林退共においては、「15 年以上共済手帳を更新していない者」が 2,999 人（長期未更新者の 96%）、1,534 人（同 74%）、「80 歳以上の者」が 1,784 人（同 57%）、679 人（同 33%）

(注 3) 平成 23 年度末現在、中退共においては、「退職からの期間が 5 年未満の者」が 69,299 人（未請求者の 12%）、「退職金額 100 万円以上の者」が 21,142 人（同 4%）となっている。

建退共においては、「共済手帳未更新期間が 3 年以上 5 年未満の者」が長期未更新者の 13%、「共済手帳 10 冊以上更新している者」が同 3.8%となっている。

平成 24 年 7 月末現在、清退共及び林退共においては、「共済手帳未更新期間が 3 年以上 5 年未満の者」が 8 人（長期未更新者の 0.3%）、59 人（同 3%）、「退職金試算額 100 万円以上の者」は、清退共において 7 人（同 0.2%）、林退共において 41 人（同 2%）となっている。

2 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林退共においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じている。機構は、平成 17 年度に「累積欠損金解消計画」を策定しているが、実際の解消は遅れており、同計画の見直しは行われていない。

また、中退共では、実際の運用利回りが予定運用利回りより低くなったときは、退職金支給額は変動しないことになっている一方で、実際の運用利回りが予定運用利回りより高くなったときは、一定程度、付加退職金として上乘せすることとなっており、機構の資産運用結果が好転したとしても、累積欠損金の解消につながりにくい仕組みとなっている。

このため、次期中期目標期間において、付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更を検討した上で、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

少しでも多く退職金制度を利用できるよう、第二期中期目標期間における加入目標の達成状況や各退職金共済事業を取り巻く経済環境等を検証した上で加入目標数を設定し、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き効果的な加入促進対策を実施し、加入者数の増加を図るものとする。

(3) 財務内容の改善に向けた取組

ア 累積欠損金の確実な解消

中退共及び林業退職金共済事業においては、予定運用利回りと実際の運用利回りの差から累積欠損金が生じており、平成 17 年度に機構が策定した「累積欠損金解消計画」に比べ、実際の解消は遅れが生じている。

このため、次期中期目標期間において、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、累積欠損金の早期解消に向けて「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、着実に累積欠損金の解消を図るものとする。

イ 健全な資産運用の実施

市場環境の変化を踏まえ、引き続き安全かつ効率的な資産運用に努めるものとする。

第 2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 1 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

2 勤労者財産形成促進事業

(1) 中小企業に対する情報提供の充実

勤労者財産形成促進制度の普及が進んでいない中小企業に対する制度導入を後押しできるよう、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るものとする。

(2) 自立した財政運営の実施

財形勘定に対する運営費交付金の平成 25 年度からの廃止に伴い、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施するものとする。

第 2 業務全般に関する見直し

上記に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成 22 年 3 月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知された事項を参考にするものとする。
- 2 1 のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。
- 3 退職金共済事業において、コールセンターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させるものとする。
- 4 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、

業務を効率化するとともに、情報セキュリティの強化等、安全性及び確実性を向上させるものとする。

5 業務運営の効率化等により、更なる経費の削減を行うものとする。

6 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施するものとする。